

# 金 融 情 報 (平成28年1月1日現在)

※ご相談はお早めにお願ひします。

貸付の種類		融資限度額	期 間	利 率	融 資 対 象 者	
国民生活事業制度	普通貸付 (一般貸付)	4,800万円	設備10年以内 運転 5年以内	年1.25~2.90% 使途、返済期間又は担保・保証人の有無によって異なる利率が適用されます。	事業を営む方 (ほとんどの業種の方にご利用いただけます。)	
	経営改善貸付 (マル経)	2,000万円	設備10年 運転 7年	年1.15% 無担保無保証	商工会議所、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた次の方 ①常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては、5人以下、製造業その他にあっては、20人以下の企業(以下「小規模事業者」という。)	
県 制 度	経営支援資金 (しえん)	一般枠	設備 3,000万円 運転 2,000万円	設備7年 運転5年	年1.6%	①中小企業者であって、原則として直近2期平均の経常利益が1,000万円以下であるもの ②協同組合等および中小企業者の組織する会社
		一般的な事業資金が必要なとき	小規模事業者枠	設備・運転あわせて 1,500万円	設備7年 運転5年	年1.55%
	小規模事業者つなぎ枠		200万円	3年		
	セーフティネット資金 (しんらい)	新規枠 (責任共有制度対象外)	中小企業者8,000万円 なお、右記中小企業信用保険法第2条第4項第1号の場合、再生手続開始申立等事業者に対する関連債権額の範囲内	設備10年 運転 7年 (6号認定の場合は10年)	年1.1% (保証必須)	次に該当する中小企業者、協同組合・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第6号(第5号を除く)のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) 次のいずれかに該当する中小企業者、協同組合等 ①中小企業信用保険法第2条第5項第7号から第8号のいずれかに該当する者として市町村長の認定を受けたもの(セーフティネット保証利用者) ②大規模災害や大型倒産など県内の経済状況に深刻な影響が発生する可能性がある場合であって、知事が別に定める経済環境の悪化要因により、経営の安定に支障を生じているもの ③災害対策基本法第2条第1号に規定する自然災害で、直接被害を受けた者
		新規枠	中小企業者8,000万円 なお、融資対象者②の場合、別に定める融資限度額	設備10年 運転 7年		
		売上の減少など経営状況が厳しいとき	借換枠 (責任共有制度対象外)	2億円(増額分含む) (旧経営安定借換資金の融資残高含む)		
	10年					
	緊急経済対策資金 (きんきゆう)	新規枠	設備・運転合計 5,000万円	7年	年1.35% (保証必須)	セーフティネット資金(新規枠)の融資対象者ではない者であって次の ①または③のいずれかに該当する中小企業者(原則として直近2期平均の経常利益が1,000円以下の者に限る)、協同組合 ①最近3ヶ月の間の売上高が前年同期または前々年同期と比べて5%以上減少している者 ②直近決算期における売上総利益または営業利益が前年、前々年または3年前と比べて5%以上減少している者 ③為替相場の変動により影響を受けている下記の者 ア 円高の影響によって、最近1か月の売上高が前年同期と比べて10%以上減少し、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期と比べて10%以上減少することが見込まれる者。 イ 円安による原油価格や原材料価格の上昇により、製品の製造もしくは加工または役務の提供に係る売上原価のうち20%以上を占める原油または原材料の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売または役務の提供の価格の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月の平均売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期に比べ上回っている者。
				5年		
	市	小規模企業者小口簡易資金	1,250万円 (既存の保証協会保証付融資残高を含む)	設備7年 運転5年	年1.6% (保証必須)	従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者であって、融資申込額を含めて保証協会の保証残高残高が1,250万円以内の者
7年				年1.6% (保証必須)		